

加工食品の原料原産地表示制度 について

令和 6 年12月
消費者庁 食品表示課

1 現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品については「原産地」を表示。
加工食品については、国内製造品は「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

生鮮食品 (義務表示事項)

名称、**原産地** 等



加工食品(義務表示事項(いわゆる一括表示事項))

名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業等に加えて、国内製造品には、**原料原産地名**、輸入品には、**原産国名**等と表示

国内で製造した製品

名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(アメリカ産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
内 容 量	150g
賞 味 期 限	2025. 4. 1
保 存 方 法	直射日光・高温多湿をお避けください。
製 造 者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△

国内で製造した製品は、
原産国名「国産」と表示する
義務はない。

輸入品

名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
内 容 量	150g
賞 味 期 限	2025. 4. 1
保 存 方 法	直射日光・高温多湿をお避けください。
原 産 国 名	デンマーク産
輸 入 者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△

2 原料原産地表示の検討経緯 ①

8品目の表示義務化

平成12年3月
「加工食品の原料原産地表示検討委員会」
報告

原料原産地表示を行う品目の選定基準

- ①流通、消費段階で商品の差別化がされているか
- ②消費者に誤認を与えるような表示実態があるか
- ③他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か
- ④原材料の原産地がある程度一定しているか
- ⑤表示を事後的に確認する手法・体制は十分か

平成12年12月～平成14年8月
8品目につき、順次表示を義務化

- 農産物漬物、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、塩干魚類(あじ・さば)、塩蔵魚類(さば)、うなぎ加工品、かつお削りぶし、野菜冷凍食品

20食品群の表示義務化

平成15年2月～7月
食品の表示に関する共同会議(第3回、第5回～第8回)

- 原料原産地表示の対象品目選定の在り方及び表示方法について検討。
➤水産庁(水産物表示検討会)、冷凍食品業界、豆腐業界、漬物業界から意見聴取。

平成15年8月
共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」公表

- 義務表示対象品目の選定については、以下の要件を満たす商品について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべき。
- ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
 - ②製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

平成15年11月～平成16年2月
農林水産省において、表示を義務付けるべき加工食品の「品目群リスト」を公表し、全国9箇所で開催ヒアリングを実施。

平成16年2月～4月
食品の表示に関する共同会議(第13回～第15回)

- 「品目群リスト」に加除すべき品目、その他追加の要望のあった品目について検討。
➤日本茶業界から意見聴取。

平成16年9月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

2 原料原産地表示の検討経緯 ②

緑茶飲料、あげ落花生の追加

平成17年7月～平成18年3月
食品の表示に関する共同会議(第24回～第28回)

➤原料原産地表示の対象の見直しについて検討。

平成18年4月
共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」公表

➤具体的な対象品目の見直しを行うに当たっては、共同会議報告書(平成15年8月)に記載された基本的な要件に基づき、製造及び流通の実態、消費者の関心、表示の定着状況等を踏まえて判断する。

平成18年6月～7月
農林水産省において、パブリック・コメント手続きで追加要望があった品目のリストを提示し、公開ヒアリング(東京)、意見募集を実施。

平成18年9月～平成19年3月
食品の表示に関する共同会議(第30回～第32回)

➤パブリック・コメント手続き等の結果を踏まえ、表示対象として追加する品目の候補(緑茶飲料、あげ落花生)について検討。

平成19年10月
加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻の追加

平成20年7月 原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について検討開始

平成21年8月 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して「食品の表示に関する共同会議報告書」を取りまとめ【平成21年9月から消費者庁へ移管】

➤加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題(①頻繁な原材料産地の切り替えへの対応、②物理的スペースの制約、③原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応)を提示し、新たな表示方法((ア)切替え産地を列挙する可能性表示、(イ)「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示、(ウ)輸入中間加工品の原産地表示)の導入を検討
➤義務対象品目選定の際の基本的な考え方について、「要件Ⅰ及び要件Ⅱを基本的に維持すべきものとする」とした。

平成22年2月～7月

➤消費者庁ウェブページや意見交換会を通じて原料原産地表示に関する意見を募集。
➤消費者等の要望の多かった5品目(昆布巻、果実飲料、黒糖、鰹節、食用植物油)を中心に、流通実態調査を実施。

平成22年10月 準備の整った品目から品質表示基準改正案を添えて消費者委員会に諮問

平成23年3月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

2 原料原産地表示の検討経緯 ③

消費者委員会での検討

平成23年1月～7月
消費者委員会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会(全6回)

- 食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や候補品目の選定方法等について改めて議論する必要があるのでは」との多数の意見があったことから、部会に調査会を設置。

平成23年7月
「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」

- 今後の消費者庁における原料原産地表示拡大の検討に当たり、①基本的な考え方、②目的と進め方、③義務対象品目の選定要件の考え方、④新たな表示方法の実効性、⑤対象品目の選定方法、⑥食品表示一元化の中でさらに議論を深めるべき課題、について整理。

平成23年8月
「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」

- 消費者委員会は、消費者庁が上記報告書の内容を踏まえ、必要な検討を進めることを求める。
特に、食品表示の根本的な意義について幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を設定されることを期待する。

食品表示一元化検討会での検討

平成23年9月～平成24年2月
食品表示一元化検討会(第1回～第6回)

- 食品表示の一元化に向けた検討の中で、原料原産地表示制度の在り方についても検討。

平成24年3月
食品表示一元化に向けた中間論点整理
中間論点整理に関する意見交換会

- 検討会において議論された論点を整理。原料原産地表示の拡大についての主な考え方を示し、意見募集及び意見交換会を実施。

平成24年4月～8月
食品表示一元化検討会(第7回～第12回)

- 意見交換等の内容を踏まえ、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。

平成24年8月
「食品表示一元化検討会報告書」
「加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯」

- 加工食品の原料原産地表示は、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当と整理。その在り方については、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当である。

2 原料原産地表示の検討経緯 ④

全ての加工食品に表示義務化

平成28年1月～11月
加工食品の原料原産地に関する検討会(全10回)

- 農林水産省及び消費者庁の共催により検討会を開催し、以下の内容を取りまとめ
- ・全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすること。
- ・一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「又は表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料は、「製造地表示」を認めること。

平成29年年3月～7月
消費者委員会食品表示部会での議論(全5回)

- 消費者庁において、検討会の取りまとめを踏まえ、食品表示基準(内閣府令)の一部改正案を作成。
- 消費者庁において、改正案についてパブリックコメントを実施(平成29年3月～4月)
- 消費者委員会へ諮問(3月)を行い、消費者委員会食品表示部会での議論を実施
- 8月に消費者委員会から消費者庁の諮問内容を一定の前提条件の下で「適当」とする旨の答申

答申を踏まえ、平成29年9月に食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布・施行
4年7か月の経過措置期間を経て、令和4年4月に完全施行

(参考) 原料原産地表示の検討経緯

- 平成12年から個別品目ごとに義務付け
- 平成16年から、以下の要件を満たす、食品群として義務付け
 - ① 原産地に由来する原料の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
 - ② 製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品
- 平成29年から全ての加工食品に義務付け

品目	施行日	義務付け日 (完全施行日)	経過措置期間
農産物漬物（梅干し、らっきょう漬け）	平成12年12月28日	平成13年10月 1 日	約 9 か月
乾燥わかめ	平成13年 5 月 1 日	平成14年 2 月 1 日	約 9 か月
塩蔵わかめ	平成13年 5 月 1 日	平成14年 2 月 1 日	約 9 か月
塩干魚類（あじ・さば）	平成13年 5 月 1 日	平成14年 2 月 1 日	約 9 か月
塩蔵魚類（さば）	平成13年 5 月 1 日	平成14年 2 月 1 日	約 9 か月
うなぎ加工品	平成13年 5 月 1 日	平成14年 2 月 1 日	約 9 か月
農産物漬物（全て（梅干し、らっきょう漬けを統合））	平成13年 8 月20日	平成14年 4 月 1 日	約 7 か月
かつお削りぶし	平成13年 8 月24日	平成14年 6 月 1 日	約 9 か月
野菜冷凍食品	平成14年 8 月19日	平成15年 3 月 1 日	約 6 か月
20食品群（上記の乾燥わかめ、塩蔵わかめ、塩干魚類、塩蔵魚類は、20食品群と統合）	平成16年 9 月14日	平成18年10月 2 日	約 2 年
20食品群（20食品群の中に、緑茶、あげ落花生を追加）	平成19年10月 1 日	平成21年10月 1 日	約 2 年
22食品群（20食品分の中に、新たな 2 食品群（黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻）を追加）	平成23年 3 月31日	平成25年 4 月 1 日	約 2 年
全ての加工食品（上記のうなぎ加工品、農産物漬物、かつお削りぶし、野菜冷凍食品、22食品群（50%以上の原材料があるもの）以外の加工食品）	平成29年 9 月 1 日	令和 4 年 3 月31日	約 4 年 7 か月
おにぎりののり	平成29年 9 月 1 日	令和 4 年 3 月31日	約 4 年 7 か月

（完全施行日順）

3 原料原産地の表示対象

原料原産地表示の対象食品

国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品を除く。）が原料原産地表示の対象。

対象から除くもの

表示を要しないもの

- ・加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・容器包装に入れずに販売する場合
- ・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ・他法令によって表示が義務付けられている場合
 - 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）
 - 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号）

表示を省略することができるもの

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合

対象原材料

原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が原料原産地表示の対象。

なお、重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができる。
いわゆる「22食品群」＋「5品目」については、個別に定められた基準に従う。

4 原料原産地の表示方法（１）国別重量順表示①

- 1 その商品中に含まれる対象原材料の産地について、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。（その商品中に、必ずその順番で含まれる。）
- 2 原産国が3か国以上ある場合は、重量割合の高いものから順に国名を
 - ① 全て並べて表示する。
 - ② 3か国目以降を「その他」と表示することも可能。
- 3 原材料名に対応させて、原料原産地を表示する必要。
（国別重量順表示にかかわらず原料原産地表示横断的な考え方）

<国別重量順表示>

<原料原産地名の事項を立てて表示>

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水 あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原	料	原産地名 アメリカ、カナダ（豚肉）

<「その他」を用いた表示>

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、 食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原	料	原産地名 アメリカ、カナダ、その他（豚肉）

<原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示>

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	料 名 豚肉（アメリカ、カナダ）、豚脂肪、たん 白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料 ／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

<原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示>

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	料 名 豚肉（アメリカ、カナダ、その他）、豚脂肪、た ん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／ 調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

4 原料原産地の表示方法（１）国別重量順表示②

消費者が誤認しないようにわかりやすく表示している場合、表示箇所を明記した上で、枠外や記号等による表示も可能

記号での表示の場合、一括表示枠内の原料原産地名欄に、表示箇所を明記し、一括表示枠外に、記号に対応する原産地の意味や記号を表示するなどが考えられる。

<表示箇所を明示した上で枠外に表示>

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名
アメリカ、カナダ、その他

<記号による表示>

名 称	味付けいか
原材料名	いか、しょうゆ、砂糖・・・
原料原産地名	いかの産地は、この一括表示枠外下部に示した記号を用いて、容器の底面の賞味期限右に記載

（枠外下部）

原料原産地表示の記号 CN：中国、PE：ペルー、CL：チリ

（容器の底面）

20240401／CN

4 原料原産地の表示方法（２）例外表示（又は表示）

「又は表示」は、原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示する方法。

＜「又は表示」をすることが認められる条件＞

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」を用いることができることとし、根拠書類の保管を条件とする。

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（一定期間使用割合）の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

＜又は表示＞

（外国の産地を「又は」でつないで表示）

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、…
原料原産地名	アメリカ又はカナダ（豚肉）

原産地として、使用可能性のある複数国を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

（「その他」を用いた表示）

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉（アメリカ又はカナダ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、…

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

4 原料原産地の表示方法（3）例外表示（大括り表示）

「大括り表示」は、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法。

なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する。

＜「大括り表示」が認められる条件＞

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合であって、3か国以上の使用がある場合には、「大括り表示」を用いることができる。

大括り表示をする場合は、根拠書類の保管を条件とする。

＜大括り表示＞

（外国産のみ使用）

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、 香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、…
原料原産地名		輸入（豚肉）

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示

（国産と外国産を混合して使用し、国産の方が重量割合が高い場合）

原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示

名	称	ポークソーセージ（ウインナー）
原	材	名 豚肉（国産、輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元 水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、 K）、…

4 原料原産地の表示方法（４）例外表示（大括り表示＋又は表示）

「大括り表示＋又は表示」は、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法。

＜「大括り表示＋又は表示」が認められる条件＞

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」を用いることができることし、根拠書類の保管を条件とする。

「大括り表示＋又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 小麦の産地は、令和〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

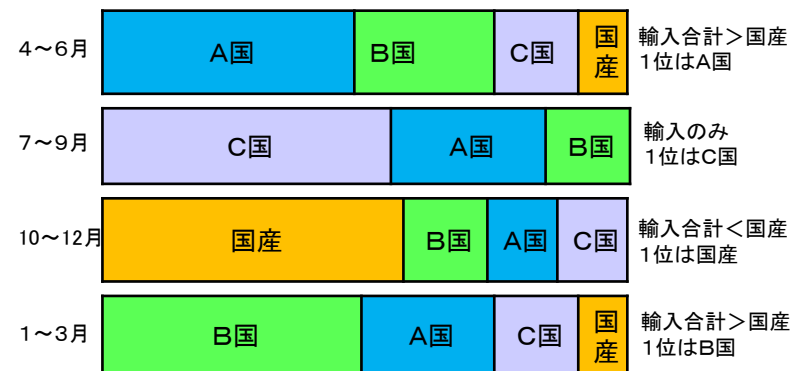
（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

（大括り表示＋又は表示が認められる条件例）

対象原材料の国別使用割合の月別実績



第9回「加工食品原料原産地表示制度検討会」資料1から

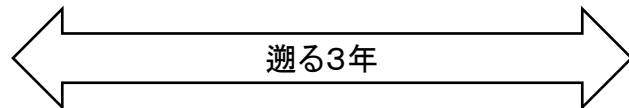
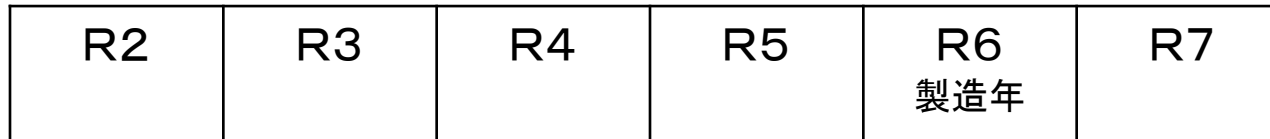
4 原料原産地の表示方法（５）例外表示（使用実績等）

例外表示が認められる

- ・ 過去の一定期間の国別使用実績とは、製造年から遡って３年以内の中で１年以上の実績。
- ・ 今後の一定期間の国別使用計画とは、計画に基づく製造の開始日から１年以内の予定。

使用実績等の注意書きの記載方法については、Ｑ＆Ａで例示。

（根拠として用いることができる「使用実績」の場合の考え方の例）



1年を超えた
期間での使
用実績の根
拠の考え方

2、3年前

1、2年前

任意の1年半

1年での使
用実績の根
拠の考え方

3年前

2年前

任意の1年

（「又は表示」する場合の使用実績に基づく注意書きの例）

- ※ ○○の産地は、令和５年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、令和５年から２年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造年の前年使用実績順 など

4 原料原産地の表示方法（6）製造地表示

対象原材料が生鮮食品の場合は、その「産地」が表示される。
対象原材料が加工食品の場合は、その「製造地」が表示される。製造地は「〇〇製造」と表示する。

<製造地を表示>

名	称	チョコレートケーキ
原	材	料 名 チョコレート、小麦粉、・・・
原	料	原産地名 ベルギー製造（チョコレート）

<製造地を表示>（原材料名の次に括弧を付して表示）

名	称	チョコレートケーキ
原	材	料 名 チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉・・・

<製造地を表示>（原材料名の次に括弧を付して表示）

名	称	食パン
原	材	料 名 小麦粉（国内製造）、砂糖・・・

対象原材料が国内で製造された加工食品の場合は、「国内製造」と表示されます。
「国内製造」は、生鮮原材料まで遡った産地が、国産であるという意味ではありません。

4 原料原産地の表示方法（6の2）製造地表示の参考

対象原材料が加工食品の場合（製造地の表示）も、対象原材料が生鮮食品の場合と同様、認められる条件を満たせば、例外表示（「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示」＋「又は表示」）を使用することが可能。

なお、加工食品である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料まで遡ってその産地を表示することができる。

<又は表示、大括り表示等の例>

名	称	チョコレートケーキ
原	材	料 名 チョコレート（ベルギー製造又はフランス製造）、小麦粉・・・

名	称	チョコレートケーキ
原	材	料 名 チョコレート（海外製造）、小麦粉・・・

<生鮮原材料まで遡って表示する場合の例>

名	称	食パン
原	材	料 名 小麦粉（小麦（アメリカ産又はカナダ産））、砂糖・・・

4 原料原産地の表示方法（7）「又は表示」の5%未満の産地

例外表示の「又は表示」を行う場合であって、「又は表示」の根拠とした一定期間における使用割合が5%未満となる原料原産地については、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示。

なお、対象原材料が加工食品の場合（製造地の表示）も同様

<又は表示>

（「又は表示」の根拠とした使用実績から算出したときに、国産が5%未満の場合）

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 アメリカ産又はカナダ産又は国産（5%未満）

※ 小麦の産地順・割合は、令和〇年の使用実績

<大括り表示＋又は表示>

（「又は表示」の根拠とした使用実績から算出したときに、国産が5%未満の場合）

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 輸入又は国産（5%未満）

※ 小麦の産地順・割合は、令和〇年の使用実績

4 原料原産地の表示方法（８）いわゆる「22食品群」等

国内で製造される全ての加工食品を対象に原料原産地を義務付けているが、先行して義務付けていた、いわゆる「22食品群」等は、そのままの対象原材料、表示方法を維持したまま義務付け。

そのため、先行して義務付けていたいわゆる「22食品群」等については、例外表示（「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示」＋「又は表示」）や製造地表示（かつおのふし除く。）は使用できないこととなっている。

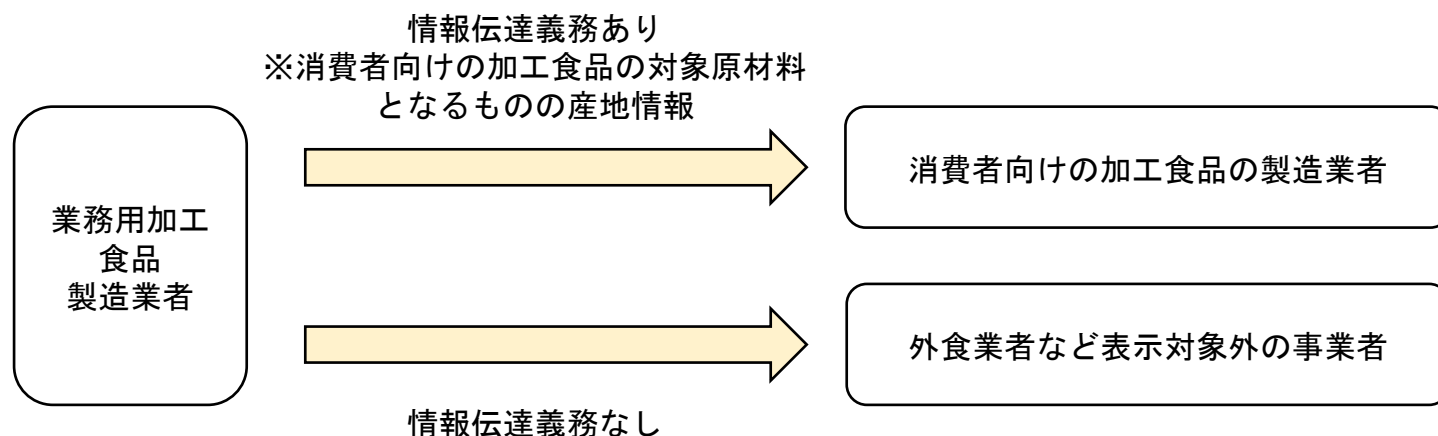
品目	原料原産地表示の対象原材料
全ての加工食品 (・ 22食品群（50%以上の原材料があるもの） ・ うなぎ加工品 ・ 農産物漬物 ・ かつお削りぶし ・ 野菜冷凍食品 以外の加工食品)	上位 1 位の原材料
22食品群	50%以上の原材料
うなぎ加工品	うなぎ
農産物漬物	上位 4 位の農産物又は水産物 かつ 5 %以上 (300 g 以下のものは上位 3 位 かつ 5 %以上)
かつお削りぶし	かつおのふし
野菜冷凍食品	上位 3 位の農産物、かつ、5 %以上
おにぎりののり	上位 1 位の原材料に加えて、おにぎりののり

5 業務用加工食品の原料原産地

最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられているものは、その表示根拠となる情報が消費者向けの表示を行う食品関連事業者へ伝達される必要があることから、これら最終製品の原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地表示対象の一般用加工食品の原材料として用いられる場合のみ原料原産地の情報を伝達する義務が課されている。

業者間で取引される業務用加工食品（消費者が業務用スーパー等で購入できるものは業務用加工食品に含まれない。）は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

<原料原産地の情報伝達>



(参考) 原料原産地の表示方法の概要①

平成29年9月1日施行

(経過措置期間：4年7か月間)

令和4年4月1日に完全施行

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 「又は表示」や「大括り表示」等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法：

原則、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

**大括り表示＋
又は表示**

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

(「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合
過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

中間加工原材料の製造地表示

(対象原材料が加工食品である場合)

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

(参考) 原料原産地の表示方法の概要②

【原産地表示の原則：国別重量順表示】

その商品に含まれている表示対象原料の産地について、
国別に重量割合が高いものから順にを表示する。

〔 小麦(アメリカ、カナダ)
小麦(アメリカ、カナダ、その他) 〕・・・3か国目以上は、「その他」と記載できる

【例外】 ・産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合

・2か国の場合

【例外1】 又は表示

豚肉(アメリカ又はカナダ)

※過去実績又は計画に基づく重量順を「又は」
でつなげて表示し、その旨の注意書きを付記

3か国以上の場合選択可

【例外1】 又は表示

豚肉(アメリカ又はカナダ又はブラジル)

※過去実績又は計画に基づく重量順を「又は」
でつなげて表示し、その旨の注意書きを付記

【例外2】 大括り表示

大豆(輸入)

国産と混合あり
大豆(輸入、国産)

・輸入と国産の重量順が表示困難

【例外3】 大括り表示＋又は表示

小麦(輸入又は国産)